日本航空の解雇争議に関する質問主意書

提出者 矢上雅義

日本航空の解雇争議に関する質問主意書

最終の パイロ り、 的資金が投入され、 棄などもあって再建は順調に進み、 五十三歳以上) 日本航空は、 結果十二月三十一 人員削 ット八十一名と客室乗務員八十四名が年齢 減目標は日本航空本体で千五百名というものだった。 と病気欠勤歴を基準に整理解雇された。 政府主導の下で二〇一〇年一月十九日に経営破綻、 破綻と再建がプリパッケージ型で進められた。 日の段階では千六百九十六名が希望退職に応じていた。 十二月末までに千五百八十六億円の営業利益を上げる中で、 (機長五十五歳以上、 当時の状況として、二〇一〇年九月二日に出された 再建途上であった同年十二月三十一日、 企業再生支援機構から三千五百億円の公 翌九月三日より希望退職 副操縦士四十八歳以上、 また公的資金の投入や債権放 \mathcal{O} 募集が 客室乗務員 大晦 日 : 始ま \mathcal{O} 整

三十 東京 九、 被 人選基準、 解 日 地 裁に地 雇者は、 (客室乗務員) 位 パ 手続きの妥当性) \mathcal{O} イロ 確認を求め提訴した。 に出された。 ットと客室乗務員の二つの原告団を結成し、二〇一一年一月十九 を満たし合理性がある」というものであった。 両 判決の内容 審 の東京 は 地裁判決は、二〇一二年三月二十九 「百六十五名の 解雇 は整理解 また、 雇 四要件 二審の東京高裁は二 日に整理 日 (必要性 (パイロ 理 解 雇問 ツト) 口 避努 題で

理解]

雇であった。

の合理性を認めた。そして二〇一五年二月四日 四年六月三日(客室乗務員) 、 五 日 (パイロット) に「管財人無謬論、 (客室乗務員) 、五日(パイロット) 絶対論」 に最高裁が上告を棄却 を展開して、 整理解雇

高裁判決が確定した。

三日 月二十八日に不当労働行為と認定、 組合の争議権 確定した。この最高裁判決は、 し日本航空は 一十八条違反」 方、 「労働 整理解 組合への支配介入にあたる」として、 確立を妨害した介入事件が起こった。この事件について東京都労働委員会は、二〇一一年八月 「命令の取り消し」を求めて東京地裁に行政訴訟を起こした。 と判断した。そして二〇一六年九月二十三日、 雇 \mathcal{O} 口 .避に向けた団体交渉が行われているさ中の二〇一〇年十一月十六日に、 地位確認訴 二審の東京高裁では二〇一五年六月十八日 訟 (整理解雇) 日本航空に対して不当労働行為救済命令を発出 判決の 最高裁は日本航空の上告を棄却、 確定から一年七か月後に出された。 結果、 「団結権 東京地裁は二〇 の侵害であ 管財人が労働 した。 高 裁判法 ŋ, 一四年八 しか 決が 憲法

す 時) は \mathcal{O} 日 最 高裁 本航空の整理解雇につきましては、 高 \mathcal{O} |判決について、二〇一六年十月二十日の参議院国土交通委員会で石井啓 .裁で日本航空の)不当労働行為が認定されたことは、 個別企業における雇用関係に関わる問題でございますので、 私自身も遺憾に思っているところで 国土交通 大臣 (当 日

本航空において適切に対応すべきものと考えています」旨答弁している。

日本航空の整理解雇から間もなく丸十年が経過しようとしている。 しかし現在においても、 なお解雇され

たパイロット六十三名と客室乗務員七十名の解雇争議が続いている。 争議の解決を遅らせている原因の一つ

に、結果が異なる二つの司法判断があることは無視できない。

コ 口 ナ禍の今日、 「事業と雇用を守り抜く」との方針の下で、 政府から航空業界にも数々の支援策が出さ

れている状況にある。そこで以下について質問する。

日本航空の経営再建は公共輸送を守るために、 政府が関与する中で進められてきた。そうした中で整理

解 雇が行われたことから、 政府として無関係とは言えないと考えるがい かがか。

解雇 0 過程での不当労働行為が最高裁で「憲法違反」 と判断された。 その後の日本航空の対応は大臣発

言を反映させているか、政府の見解を問う。

 \equiv 長引く労働争議は人権、 人道上の問題に加えて、 空の安全にも影響する問題との指摘がなされている。

政府として日本航空の争議の解決に向けて考えられる施策はあるか。

右質問する。